

神戸交通労働組合本部との交渉議事録

1. 日 時：令和元年9月27日（金） 17:30 ～ 18:00
2. 場 所：神戸交通労働組合本部会議室
3. 出席者：（当局）職員課長、職員係長
（組合）書記長、書記次長
4. 議 題：保健師による健康管理体制の強化について
5. 議事要旨：別紙のとおり

1. 保健師による健康管理体制の強化について

【当局】 保健師による健康診断結果の事後指導の内容がまとまったので、説明させていただく。

この取り組みは、職員の健康状態の向上を図ることを目的に、健康診断の結果、内容が著しく悪い職員を面接対象者とし、保健師による個別面談により、所見の説明、受診奨励及び受診状況・服薬状況等の聴取、食事・運動等の指導を実施するものである。

今後、面接対象者に対し日程調整を行ったうえで、職員課において面談日時を決定し、各所属にお知らせさせていただく。

なお、本面談の対象者は、医療機関を受診すべきレベルであり、仮に、受診しない場合は、労働安全衛生法に基づき、就業制限等の措置を行う場合があるので、その点もしっかりと周知していきたい。

【組合】 保健師による面談については、職員の健康状態を把握し、少しでも改善していくために導入するものと考えているが、医療機関を受診しない場合の、就業制限等の措置とはどういうことか。

【当局】 就業制限等の措置とは、夜勤の制限など、勤務形態や時間に制限をかけることである。このたびの保健師による個別面談の対象者は、健康診断の数値が相当悪い人が対象となっている。産業医からは、就業制限をかけるレベルであるとまで言われているが、職務の性質上、就業制限をかけると、事業の円滑な運用に支障が出ることは理解しており、本来は、各自で主体的に医療機関を受診して欲しい状況であることをご理解いただきたい。

【組合】 内部報告する。